

地域指定年度	昭和46年度
地域変更年度	平成12年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直し年度	昭和57年度
	平成6年度
	平成15年度
	平成21年度
	平成26年度

魚津農業振興地域整備計画書

平成 26年 5 月

富 山 県 魚 津 市

目 次

ページ

第1	農用地利用計画	
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	3
ア	農用地等利用の方針	3
イ	用途区分の構想	4
2	農用地利用計画	7
第2	農業生産基盤の整備開発計画	
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2	農業生産基盤整備開発計画	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
4	他事業との関連	9
第3	農用地等の保全計画	
1	農用地等の保全の方向	11
2	農用地等保全整備計画	11
3	農用地等の保全のための活動	11
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第5	農業近代化施設の整備計画	
1	農業近代化施設の整備の方向	16
2	農業近代化施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	18
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	18
3	農業を担うべき者のための支援の活動	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	19
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	19
3	農業従事者就業促進施設	19
4	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第8	生活環境施設の整備計画	
1	生活環境施設の整備の目標	20
2	生活環境施設整備計画	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	20
第9	付図	別添
1	土地利用計画図(付図1号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図(付図1号)	
3	農用地等保全整備計画図(付図1号)	
4	農業近代化施設整備計画図(付図1号)	

別記 農用地利用計画

(1)農用地区域

- ア 現況農用地等に係る農用地区域
- イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

(2)用途区分

第1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置

本市は富山県の東部に位置し、富山市から東へ25Kmの距離にあり、総面積は200.63km²である。北東は布施川を境に黒部市と、南西は早月川を隔てて滑川市・上市町と接している。北西には富山湾が広がり、「鯨気楼・埋没林・ほたるいか」が本市の三大奇観としてよく知られている。

南東部は、最大標高2,415m（釜谷山：毛勝三山の一つ）に達する山岳地帯で、北アルプスに連なっている。これらの山々を源として片貝川、布施川、早月川、角川などの河川が、市内を潤しながら富山湾に注いでいる。市域の約70%が標高200m以上の急勾配な山地で占められ、台地から平坦地、海岸へとおだやかな斜面を形成している。

(イ) 自然的条件

本市の地形は、飛騨変成花崗岩類からなる標高400m～1,000m以上の山地が全体の60%を占め、平坦地は片貝川、布施川、早月川、角川によって形成された扇状地となっている。地質は沖積層並びに洪積層で形成されている。

過去10年間の気象状況は、最高気温が37.5℃、最低気温が-9.3℃、年間平均気温は14℃前後で推移しており比較的較差は少ない。年間降水量は、冬季期間の降雪により約2,600mmと多く、かなりの多雨地帯である。風向きは年間を通じて南ないし南西が多い。春先には南の風が中部山脈を越えてフェーン現象が発生し、気温の急激な上昇、異常乾燥、突風などの現象が起こることがある。

	面積 (km ²)	昭和60年			平成2年			平成7年		
		世帯数	人口	人口密度	世帯数	人口	人口密度	世帯数	人口	人口密度
魚津	1.10	2,958	10,821	9,837	2,839	9,773	8,885	2,684	8,633	7,848
下中島	4.55	738	2,999	659	784	2,982	655	802	2,898	637
上中島	7.63	394	1,704	223	407	1,707	224	421	1,720	225
松倉	38.78	349	1,485	38	338	1,397	36	329	1,301	34
上野方	7.31	605	2,376	325	664	2,489	340	683	2,446	335
下野方	3.56	2,305	8,496	2,387	2,327	8,306	2,333	2,375	7,896	2,218
片貝	107.08	366	1,561	15	384	1,556	15	361	1,467	14
加積	4.55	1,858	6,514	1,432	2,068	6,678	1,468	2,187	6,563	1,442
道下	3.59	1,378	4,949	1,379	1,507	5,221	1,454	1,757	5,715	1,592
経田	3.49	1,407	5,465	1,566	1,493	5,473	1,568	1,581	5,366	1,538
天神	6.48	408	1,712	264	578	2,245	346	788	2,706	418
西布施	12.51	428	1,743	139	433	1,687	135	403	1,605	128
計	200.63	13,194	49,825	248	13,822	49,514	247	14,371	48,316	241

	面積 (km ²)	平成12年			平成17年			平成22年		
		世帯数	人口	人口密度	世帯数	人口	人口密度	世帯数	人口	人口密度
魚津	1.10	2,579	7,618	6,925	2,486	6,692	6,084	2,497	5,919	5,381
下中島	4.55	829	2,808	617	904	2,887	635	977	2,920	642
上中島	7.63	437	1,679	220	439	1,571	206	438	1,471	193
松倉	38.78	339	1,260	32	362	1,209	31	318	1,110	29
上野方	7.31	701	2,540	347	764	2,609	357	776	2,519	345
下野方	3.56	2,513	7,828	2,199	2,771	8,005	2,249	2,958	8,137	2,286
片貝	107.08	361	1,352	13	367	1,269	12	362	1,194	11
加積	4.55	2,299	6,546	1,439	2,457	6,703	1,473	2,565	6,706	1,474
道下	3.59	1,939	5,914	1,647	2,118	6,092	1,697	2,219	6,155	1,714
経田	3.49	1,689	5,333	1,528	1,675	5,041	1,444	1,696	4,831	1,384
天神	6.48	824	2,723	420	906	2,959	457	895	2,801	432
西布施	12.51	381	1,535	123	392	1,294	103	374	1,196	96
計	200.63	14,891	47,136	235	15,641	46,331	231	16,075	44,959	224

注) 各年の国勢調査による。

(ウ) 人口

本市における人口及び世帯数の推移は次のとおりである。

本市の人口は、昭和 27 年の市制施行から昭和 60 年までの間は安定的に増加していたが、昭和 60 年国勢調査人口 49,825 人をピークに減少に転じ、平成 2 年国勢調査人口 49,514 人、平成 7 年国勢調査人口 48,316 人、平成 12 年国勢調査人口 47,136 人、平成 17 年国勢調査人口 46,331 人、平成 22 年 44,959 人と減少しており、この減少傾向は現在においても続いている。

将来人口については、今後も減少傾向が続くと予測されるが、魚津市総合計画を基本として各種事業を積極的に展開し、市民が安心して元気に暮らし続けられる社会・環境づくりや若者が魅力を感じるまちづくりを行うことにより減少速度の鈍化を図る。

総人口の見通しについては、平成 27 年を魚津市総合計画と同じく 44,200 人とし、平成 32 年については 43,000 人に設定する。

産業動向については、第 1 次産業では、経営規模の拡大や高付加価値化等による生産性の向上が図られることが予想されるが、就業者数、総生産額等の大きな拡大は見込まれないと考える。第 2 次産業については、引き続き本市の基幹産業としての発展を期待するところであるが、成長の鈍化は否めないと考える。第 3 次産業については、情報通信分野、医療・福祉分野、環境分野等において新たな発展が期待できことから今後の大きな成長が見込まれる。

(エ) 農用地等の確保について

土地利用については、住宅地、商業用地としての需要が引き続き増加することが予想され、今後も農用地は減少していくものと考えられる。このため、農業の振興を図る上では、これまで以上に市街地と農村地域の調和がとれた土地利用に努めることが必要である。

農業振興地域においては、「農業振興地域整備計画」や「農地法」の適切な運用に努め、優良農地を確保するとともに、農村集落の生活環境の改善に努める。また、ほ場の大区画化や農道整備など農業生産基盤の整備を推進するとともに、法人化を含めた集落営農組織の育成や農地の流動化や集約化を図り、農業経営の高度化、安定化を推進する。

さらに、新たに創設される「日本型直接支払制度」の「多面的機能支払」や「中山間地域等直接支払」による集落ぐるみの農地等の保全活動、荒廃農地の再生や発生防止対策を推進し、優良農地の確保と農村環境の維持向上に努める。

農業振興地域内の土地利用計画は、下表のとおりである。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設 用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成25年)	2,003	41.7	25	0.5	573	11.9	458	9.5	134	2.8	1,615	33.6	4,808	100.0
すう勢 (平成32年)	1,968	40.9	28	0.6	578	12.0	476	9.9	135	2.8	1,623	33.8	4,808	100.0
増減	△35.0		3.0		5.0		18.0		1.0		8.0		0.0	

H25.12末現在

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内における現況農用地2,003haのうち、次のa～cに該当する農用地約1,871haについて農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農地 10ha以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準じる事業(防災事業を除く)の施行に係る区域内にある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

但し、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地で、団地規模が小規模な農用地 5ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

①おおむね傾斜度1/100以上の農用地 32.7ha

上中島地区2.0ha 松倉地区7.0ha 上野方地区5.0ha 片貝地区14.7ha 天神地区1.0ha 西布施地区3.0ha.

②都市公害が激しく今後農用地としての存続が困難と認められる農用地 58.3ha

下中島地区10.0ha 下野方地区17.7ha 道下地区9.0ha 加積地区11.0ha 経田地区10.6ha

③集落介在農地市内一円36ha

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針である。

農業用施設の名称	位置(集落名)	面積 ha	農業用施設の種類
乾燥調製施設	大海寺野、大海寺新、石垣、島尻、六郎丸、東尾崎、住吉、川縁、	5.1	米、麦、大豆
出荷貯蔵施設	弥源寺、吉野、小川寺	2.7	米、野菜
育苗施設等	吉野、島尻、江口、仏田、青島、北鬼江、小川寺、三ヶ、住吉、木下新	2.6	米、野菜、果樹
パイプハウス	吉野、江口、青島、小川寺	5.4	野菜、果樹
農機具格納庫	吉野、大海寺野、大海寺新、石垣、六郎丸、北鬼江	1.6	
農業用管理施設(個人)	魚津市一円	7.3	
計		24.7	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野等については農用地区域の設定は行わない。

集落介在農地とともに畜産関係、農業用施設等としての利用、山菜育成栽培用地等として振興を図る。

なお、農用地区域内の土地利用計画は、下記の表のとおりである。

単位：ha、%

区分 年次	農用地						混牧林地		農業用施設用地		森林・原野等		計	
	農地		採草放牧地		計		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
	実数	比率	実数	比率	実数	比率								
現在 (25年)	1869	98.6	2	0.1	1871	98.7	0	0.0	25	1.3	0	0.0	1896	100.0
すう勢	1855	98.4	2	0.1	1857	98.5	0	0.0	28	1.5	0	0.0	1885	100.0
増減	△ 14		0		△ 14		0		3		0		△ 11	

H25.12末現在

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域を設定しようとする現況農用地は田1709.2haを中心に畑91.1ha、樹園地65ha、採草放牧地2haである。

農用地の利用状況は、水稻を中心に野菜、果樹、球根、飼料作物が作付けされ幅広い営農体系となっている。また、土地基盤の整備率も高く、水利や団地性にも優れた農用地が多く存在する。

土地利用の方向については、農用地の効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、食料の長期的な需要動向を考慮し、農用地の確保と整備を一層推進する。また、集落介在農地については、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和された適切な土地利用を図る。

農用地等利用の方針

単位:ha

区分 地区	農地			採草 放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
下中島	158.4	157.8	△ 0.6	0	0	0	0	0	0	3.4	4.0	0.6	161.8	161.8	0.0	
上中島	239.4	238.4	△ 1.0	0	0	0	0	0	0	3.0	4.0	1.0	242.4	242.4	0.0	
松倉	172.4	172.4	0.0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.1	0.0	173.5	173.5	0.0	
片貝	174.0	173.0	△ 1.0	0	0	0	0	0	0	2.0	3.0	1.0	176.0	176.0	0.0	
上野方	220.9	219.9	△ 1.0	0	0	0	0	0	0	2.0	3.0	1.0	222.9	222.9	0.0	
下野方	112.0	111.0	△ 1.0	0	0	0	0	0	0	1.0	2.0	1.0	113.0	113.0	0.0	
加積	168.9	168.4	△ 0.5	0	0	0	0	0	0	3.0	3.5	0.5	171.9	171.9	0.0	
天神	178.5	177.7	△ 0.8	0	0	0	0	0	0	2.2	3.0	0.8	180.7	180.7	0.0	
西布施	251.1	250.1	△ 1.0	2	2	0	0	0	0	2.0	3.0	1.0	255.1	255.1	0.0	
道下	93.7	93.2	△ 0.5	0	0	0	0	0	0	3.0	3.5	0.5	96.7	96.7	0.0	
経田	96.0	96.0	0.0	0	0	0	0	0	0	2.0	2.0	0.0	98.0	98.0	0.0	
計	1865.3	1857.9	△ 7.4	2	2	0	0	0	0	24.7	32.1	7.4	1892.0	1892.0	0.0	

イ 用途区分の構想

(ア) 下中島地区

早月川、角川水系に属する。傾斜度 1/300 未満の平坦な農地が広がり、土質は砂質浅耕土、黒ぼく土壌である。

(a) ほ場整備が完了した宮津、川縁、住吉、三ヶ集落における農地のおよそ150haについては、大区画の汎用田として整備され、また、農事組合法人の設立も相次ぐなど集落営農組織による生産体制も整っていることから、水稻を中心に大麦、球根、ネギやダイコンといった野菜など複合的な営農による多様な水田利用に努めるとともに効率的な土地利用を図る。

(b) 国道8号魚津・滑川バイパス及び県道富山滑川魚津線（旧国道8号線）周辺及び同道路に挟まれた地域については、新川文化ホールの建設や郊外型店舗の進出等が相次ぎ、文化、商業地域としての開発が進んでいる。しかし、この地域内には、未だに多くの優良農地が残っており、就業機会の確保、産業振興等の経済活動の推進に配慮しながら、その優良農地の確保と水稻を中心とした水田利用の推進に努める。

(c) 「農村地域工業等導入促進法」に基づき指定する中島工業等導入地区8haについては、農業就業構造の近代化や産業の振興等に資する地域として、農業と工業等の調和のとれた土地利用に努める。

(イ) 上中島地区

早月川、角川水系に属する。傾斜度 1/300 未満の平坦な農地が広がり、土質は砂質浅耕土、黒ぼくで一部に湿田がある。

(a) 地区内を国道8号魚津・滑川バイパス、北陸自動車道、新川広域農道が横断し、また、北陸新幹線整備に伴って、集团的農地の分断や営農条件の不利地の発生などが見られるが、ほ場整備が完了し

た吉野、升田、出、浅生、上野集落における農地のおよそ180haについては、大区画の汎用田として整備されていることから、水稻を中心に、既に産地形成されている大根や白菜などの栽培を推進し、複合的な営農による多様な水田利用に努めるとともに効率的な土地利用を図る。

(b) 上野、下椿、升方集落においては、一部林地が迫る状況にある農地では荒廃農地が増加の傾向にあり、荒廃農地防止対策にも配慮し適切な維持管理に努める。

(ウ) 松倉地区

早月川、角川水系に属する。「山村振興地域」及び「特定農山村地域」に指定された中山間地域であり、中山間地域直接支払制度の交付対象となる傾斜度 1/100 以上の農地がおよそ 150ha ある。傾斜度 1/300 未満の平坦な農地は、観音堂集落の農地と金山谷、鹿熊集落における県道金山谷・田方町線沿いに広がる農地である。

廃村や人口の減少、少子高齢化の進展等により荒廃農地の拡大が見られ農業生産力の低下が懸念されるが、大区画のほ場整備が完了している観音堂、金山谷、稗島、池谷、鹿熊、坪野、小菅沼集落における農地のおよそ 115ha 及び小区画ではあるがほ場整備されているおよそ 55ha の農地については、汎用田として整備されていることから、水稻を中心とした水田利用に努めるとともに荒廃農地防止対策を推進し農地の保全を図る。

(エ) 上野方地区

片貝水系に属する。地区内のほ場整備は全域で完了、およそ 220ha の農地は大区画の汎用田として整備され、また、農事組合法人による生産体制も整い、水稻を中心として大麦、大豆のブロックローテーションによる集団転作や新川だいこんの生産にも取り組んでいる。

また、石垣平台地の農用地 14ha については、傾斜度 1/200 以上で総体的に畑地である。飼料作物、野菜、果樹の生産団地として利用拡大を図る。

(オ) 下野方地区

片貝川支流の大座川、坊田川水系に属し、傾斜度 1/300 未満の平坦な農地が広がる。

(a) ほ場整備が完了した印田、石垣新集落における農地のおよそ 72ha については、大区画の汎用田として整備され、また、集落営農組織による生産体制も整っていることから、水稻を中心とした水田利用に努めるとともに効率的な土地利用を図る。

(b) 本江、友道、大光寺集落の農地 30.4ha については、用途地域に接し市街化の進展も見られ、農用地利用には限界がある。農用地区域については、同地域の農地うち 5.8ha のみを設定することとし、水稻及び市の特産品の「梨」の産地としての農地の確保と規模拡大に努める。

(カ) 片貝地区

片貝川水系に属する。「特定農山村地域」に指定される中山間地域であり、中山間地域直接支払制度の交付対象となる傾斜度 1/100 以上の農地がおよそ 140ha ある。

人口の減少、少子高齢化の進展等により荒廃農地が拡大し農業生産力の低下が懸念されるが、大区画のほ場整備が完了する道坂、東城、黒谷集落における農地のおよそ 108ha 及び小区画ではあるがほ場整備されているおよそ 71ha の農地については、汎用田として整備され、また、集落営農組織による生産体制も整っていることから、水稻を中心とした水田利用に努めるとともに荒廃農地防止対策を推進し農地の保全を図る。

(キ) 加積地区

片貝川水系に属し、傾斜度 1/200 未満の平坦な農地が広がる。

(a) 北陸新幹線整備に伴う集団的農地の分断などの状況が見られるが、大区画のほ場整備が完了して

いる六郎丸、横枕、袋集落における農地のおよそ140ha及び小区画ではあるがほ場整備されているおおよそ63haの農地については、汎用田として整備されていることから、水稻及び市の特産品の「りんご」の産地としての一層の規模拡大を図るなど複合的な営農による多様な水田利用に努めるとともに効率的な土地利用を図る。

(b) 用途区域に接する吉島、相木集落及び国道8号魚津バイパス、県道三ヶ・吉島線、県道阿弥陀堂・魚津停車場線の沿線は、市街地化が著しく進展し、今後もさらに開発が進むことが予想されるが、市の特産品の「りんご」の中心的な産地となっていることから、りんご栽培に利用されている農地については特にその確保に努める。

(7) 天神地区

片貝川、布施川水系に属し、傾斜度 1/200～1/300 未満の平坦な農地が広がる。

(a) 大区画のほ場整備が完了する東尾崎、天神野新、青柳集落における農地のおよそ140ha及び小区画ではあるがほ場整備されているおおよそ9haの農地については、汎用田として整備され営農組織による生産体制も整っていることから、水稻を中心とした水田利用に努めるとともに効率的な土地利用を図る。

(b) 国道8号線及び県道福平・経田線の沿線は、市街地化が進展し、今後もさらに開発が進むこと予想され、農業環境は一層厳しくなると考えられるが、その周辺には優良農地も多く残り、農業生産活動と生活環境の調和を図りながら、水稻を中心とした水田利用を推進する。

(c) 「農村地域工業等導入促進法」に基づき指定する天神工業等導入地区24.6haについては、農業就業構造の近代化や産業の振興等に資する地域として、農業と工業等の調和のとれた土地利用に努める。

(7) 西布施地区

(a) 平成17年度から平成22年度まで布施川左岸において実施された「県営経営体育成基盤整備事業」によりほ場の大区画化が図られたおおよそ62haの農地については、水稻を中心とした複合的な営農による多様な水田利用に努める。

(b) 県道福平・経田線南部の丘陵地約50haの農地は畑、樹園地として利用されている。市の特産品の「ぶどう」の産地としての農地の確保と規模拡大に努める。

(c) 小区画ではあるがほ場整備が完了する長引野集落のおおよそ61haの農地については、汎用田として整備され、また、農事組合法人による生産体制も整っていることから、水稻を中心として市の特産品の「りんご」及び地域特産の「かのこゆり等の球根類」の産地としての規模拡大を図るなど複合的な営農による多様な水田利用に努めるとともに効率的な土地利用を図る。

(d) 中山間地域に位置する黒沢、大沢、日尾、御影集落については、傾斜度1/100以上の農地が多く、また、少子高齢化による人口の減少により荒廃農地が拡大し農業生産力の低下が懸念されるが、大区画、小区画を含めた52.2haのほ場整備が完了し汎用田として整備されていることから、集落営農体制を確立させ、水稻を中心とした水田利用に努める。また、荒廃農地防止対策を推進し農地の保全を図る。

(7) 道下地区

片貝川水系に属し、傾斜度 1/300 未満の平坦な農地が広がる。

(a) ほ場整備が完了した農地のおよそ101haについては、大区画の汎用田として整備され、また、集落営農組織による生産体制も整っていることから、水稻を中心としながら複合的な営農による多様な水田利用に努めるとともに効率的な土地利用を図る。

(b) J R北陸本線及び県道魚津・生地・入善線に挟まれた地域については、一部用途地域に接し都市

化が進展しており、今後もさらに開発が進むことが見込まれ、農業環境は一層厳しさを増すと考えられるが、その周辺には優良農地も多く残り、農業生産活動と生活環境の調和を図りながら、水稻を中心とした水田利用を推進する。

(4) 経田地区

片貝川水系に属し、傾斜度 1/300 未満の平坦な農地が広がる。

- (a) 国道8号線を中心に西部、東部に広がる、ほ場整備が完了したおよそ45haの農地については、汎用田として整備されており、水稻を中心とした水田利用に努めるとともに効率的な土地利用を図る。
- (b) 県道沓掛魚津線より海岸までの農地については、宅地化が著しく進展しており農用地設定は行わないが、ほ場整備完了地区約36haについては汎用田として用排水条件の整備されているため、引き続き農用地としての利用に努める。

2. 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市では、水田農業の生産性の向上を図るため、農地の区画整理、農業用排水路、農道整備など農業生産基盤の整備を積極的に行ってきた。これまでに約1,710haのほ場整備が完了、整備率は93%に達している。また、幹線農道の舗装延長は約12,200m、幹線用排水路の延長は約15,400mとなっている。

しかし、本市農地のほぼ全域ではほ場整備が実施されているが、整備済地域にあっても、30aを基準とする大区画のほ場面積は約1,290ha、全体の75%であり、今後は、一層の生産性向上を図るため、小区画農地の大区画化への再整備を推進していく必要がある。また、未整備地域については、用排水と農道等の整備を一体とした区画整理事業を推進するとともに、老朽化等が著しい農業用施設にあつては、改修等による施設更新に努める。

なお、各地区の整備状況及び開発方向の構想は、次のとおりである。

(ア)下中島地区

三ヶ集落で平成13年から実施されてきた基盤整備促進事業(ほ場整備16.4ha)が平成18年に終了し、地区内農地160haのうち、30a区画整備が147.7ha、30a未満区画整備が4.7ha、計152.4haのほ場整備が完了している。

平成20年度から24年度まで吉野、川縁集落内において、かんがい排水事業による用水路の改修が実施された。

今後は、未整備農地の状況等を把握しながら、区画整理事業の導入について検討するとともに、小区画農地の大区画化や各種農業用施設の整備、改修等を推進する。

三ヶ・川縁地区の未整備農地については、経営体育成基盤整備促進事業による区画整備を行う予定である。

(イ)上中島地区

地区内農地の244haのうち、30a区画整備が182ha、30a未満区画整備が26.1ha、計208.1haのほ場整備が完了している。

今後は、未整備農地の状況等を把握しながら、区画整理事業の導入について検討するとともに、小区画農地の大区画化や各種農業用施設の整備、改修等を推進する。

平成20年度から平成21年度に農業用河川工作物応急対策事業による取水施設(出集落に設置)の改修を実施した。

(ウ)松倉地区

地区内農地172haのうち、30a区画整備が115.6ha、30a未満区画整備が55.0ha、計170.6haのほ場整備が完了している。

松倉地区は、「山村振興地域」、「特定農山村地域」に指定される中山間地域に属しており、少子高齢化、人口減少が進展する本市の中でもその傾向が顕著であり、耕作放棄地の拡大が懸念される地区である。

今後は、耕作放棄地の発生防止対策をはじめ、小区画農地の大区画化や各種農業用施設の整備、改修等を推進する。

室田、坪野集落内にあるため池については、県営ため池等整備事業による改修を行う予定である。

(エ)上野方地区

地区内農地270haのうち、30a区画整備が228.7ha、30a未満区画整備が1.0ha、計229.7haのほ場整備が完了している。

今後は、老朽化等が著しい農業用施設の改修等による施設更新に努めるとともに、地区特産のはくさいや大豆の振興を図るための施設整備を促進する。

大海寺新集落内において、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業による用水路改修を行う予定である。

(オ)下野方地区

石垣新集落内で平成10年から実施されてきた基盤整備促進事業(ほ場整備40.3ha)が平成17年に終了し、地区内農地118haのうち、30a区画整備が71.5ha、30a未満区画整備が5.8ha、計77.3haのほ場整備が完了している。

今後は、未整備農地の状況等を把握しながら、区画整理事業の導入について検討するとともに、各種農業用施設の整備、改修等を推進する。また、地区特産のなしの栽培面積拡大を図るための施設整備を促進する。

(カ)片貝地区

地区内農地194haのうち、30a区画整備が108.5ha、30a未満区画整備が71.0ha、計179.5haのほ場整備が完了している。

片貝地区は、「特定農山村地域」に指定される中山間地域に属しており、少子高齢化、人口減少が進展する本市の中でもその傾向が顕著であり、耕作放棄地の拡大が懸念される地区である。

今後は、耕作放棄地の発生防止対策をはじめ、小区画農地の大区画化や各種農業用施設の整備、改修等を推進する。
黒谷、島尻集落内において、用水路補修を行う予定である。

(キ)加積地区

地区内農地192haのうち、30a区画整備が125.8ha、30a未満区画整備が45.1ha、計170.9haのほ場整備が完了している。
今後は、小区画農地の大区画化や各種農業用施設の整備、改修等を推進する。また、地区特産のりんごの栽培面積拡大を図るための施設整備を促進する。

(ク)天神地区

地区内農地185haのうち、30a区画整備が141.4ha、30a未満区画整備が8.7ha、計150.1haのほ場整備が完了している。また、平成18年度から東山集落内において、既整備区域を含む26.4haの土地改良事業が実施された。

(ケ)西布施地区

蛇田・小川寺集落において、実施された「県営経営体育成基盤整備事業」(大区画化整備62.1ha)が平成22年に終了し、地区内農地252haのうち、30a区画整備が84.0ha、30a未満区画整備が40.1ha、計124.1haのほ場整備が完了している。(その他、耕地整理事業によるほ場整備:小川寺 54ha S16～S23、蛇田 55ha S17～S23 いずれも10a区画 が実施されており、地区内の整備面積は、これを合わせて233haに達する。)

(コ)道下地区

地区内農地107haのうち、30a区画整備が100.9haのほ場整備が完了している。
今後は、老朽化等が著しい農業用施設の改修等による施設更新に努める。

(サ)経田地区

地区内農地103haのうち、30a未満区画のほ整備81.5haが完了している。(その他、耕地整理事業によるほ場整備:平伝寺14ha 10a区画 実施期間不明 が実施されており、地区内の整備面積は、これを合わせると96haに達する。)
今後は、未整備農地の状況等を把握しながら、区画整理事業の導入について検討するとともに、小区画農地の大区画化や各種農業用施設の整備、改修等を推進する。

2. 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
経営体育成基盤整備事業	区画整理 17.7ha 暗渠排水 8.1ha 客土 20.7ha 用水改修 1,390m	三ヶ川縁	40.4ha	A-1 A-2	

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林面積は14,524haで、市の総面積(20,063ha)の72.4%を占め、その内訳は国有林4,418ha、(30.4%)、民有林10,105ha(69.6%)となっている。なお、民有林から見た人工林面積は、2,754ha(人工林率27.3%)である。
また、林家の森林保有面積が零細で、1ha未満が全体の56%を占め、5ha以下で見た場合では91%となっている。
近年の社会、経済構造の中で林業生産は停滞しているが、森林整備計画に基づき林道網の整備や林業経営の近代化、林産物の拡大、流通加工体制の強化を推進する。また、農業生産基盤整備と一体的に、森林の有する多面的機能の発揮と林業の育成強化等の林業振興を促進する。

4. 他事業との関連

(1)新川地区広域営農団地農道との関連

新川地区2市2町を縦断する広域営農団地道路(延長24.9km(魚津市延長10.7km))が開通し、この全線開通によって、流通機構の整備改善、農作物輸送量の増大と円滑化を進め生産性の向上と経営の安定化を図り地域農業の

推進を図る。

(2)国道8号バイパスとの関連

国道8号線の慢性的な交通渋滞の解消に向けた国道8号バイパスが計画され、魚津バイパス(江口・住吉間)4.1 km、魚津・滑川バイパス(住吉・滑川市稲泉間)7.4 kmが開通し、供用を開始している。

また、現在、入善・黒部バイパス(入善町櫛山・江口間)16.1 kmについては建設中であるが、地域間交通の整備やその円滑化を推進することは、市民の日常生活の利便性の向上を図るだけに留まらず、市内外との結びつきの強化や輸送能力の増強など農業を含む本市産業の活性化にも大きく貢献するものであり、早期の完成が期待されている。

第3 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向

近年の生産調整面積の増加や米価の低迷による農家の生産意欲の減退は、耕作条件の不利地域や不整形田等の耕作放棄の拡大や管理が不十分なことによる農用地の荒廃といった状況を招いている。

また、土地区画整理等による市街化の進展に伴い、市街地内の田畑は減少し、用排水路は市街地の雨水排水あるいは生活雑排水用水路としての役割を併せ持つようになってきているため、流出係数の増大によるかんがい排水路の断面不足をきたしており、突発的、局部的集中豪雨による旧市街地やその下流域において浸水被害なども多発している。

農地は、一度荒廃するとその回復が困難な、最も基礎的な農業の生産資源であり、将来にわたって、安心できる農畜産物を安定的に供給するとともに、農地の持つ多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄等による農地の改廃を防ぎ、農地を営農に適した良好な状態で確保し、その有効利用を図っていくことが重要である。

また、農地の保全については、深刻化する地球温暖化防止の観点からもその重要性が指摘されており、農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての役割が期待されていることから、農地を将来にわたって健全な状態で保全していかなければならない。

このため、行政機関と地域住民の連携による農業生産の維持と農業経営の安定を図るためのハード、ソフトの両面からの事業を積極的に取り組んでいく必要がある。

中山間地域においては、5地区23集落で「中山間地域等直接支払制度」による農地の保全活動が取り組まれている。また、平成19年度からは、平場地域を含む37組織において「農地・水保全管理支払交付金事業」が取り組まれており、農地の保全活動の拡大が図られている。

2. 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営ため池等整備事業	取水施設工 一式	田甫上池	6.5ha	B-1	
	用水（トンネル・暗渠）L=790m	片貝川沿岸	246.5ha	B-2	

3. 農用地等の保全のための活動

荒廃農地や管理不十分による農用地等としての機能低下は、雑草の繁茂や病虫害の発生を助長するばかりでなく、集团的農地が有する用水の連続性、反復性を損なうなど用水利用の面での阻害要因となり、周辺の農地の利用にも悪影響をもたらす。

このため、荒廃農地等の発生を防止するための活動として、農地流動化の推進に努め、認定農業者等の担い手への利用権設定、利用集積を促進する。

また、新たに創設される「日本型直接支払制度」の「多面的機能支払」や「中山間地域等直接支払」等の支援事業を積極的に活用し、中山間地域はもとより平場地域における荒廃農地の防止及び農地の多面的機能の確保を図る。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

水資源の涵養、大気浄化、特産物の供給など多面的機能を持つ森林については、その育成や保全管理に努めるとともに、自然と調和した適切な開発を行い、自然とのふれあいやレクリエーションの場、保健、文化、教育活動の場としての活用を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業生産の拡大と生産性の向上を図るためには、担い手として認定農業者及び集落営農組織等の育成と体質強化により、農地、労働、資本の有機的な結合を図り、効率的かつ安定的な農業経営を担い手への農地の利用集積を推進する。

土地利用型農業については、農業経営基盤強化促進事業及び農地保有合理化学業などの積極的な活用により、利用権の設定及び農作業受委託等の積極的な促進を図り、認定農業者の規模拡大を推進する。また、地域の実態に応じた集落営農組織の育成や地域の条件に応じ、特定農業団体、特定農業法人への発展を図る。

さらに、園芸、畜産などの集約的農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入及びその産地形成等を推進するとともに、主穀作経営に園芸作物等を取り入れた経営の複合化による農業所得の向上と経営の体質強化を図る。

目標とすべき農業経営

- ・平成 33 年までの間で実用化が見込まれる技術の定着や技術水準の向上
- ・担い手への農地集積と効率的な農地利用や資本整備
- ・常時従業者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する 2000 時間以下の水準の達成

目標とすべき農業経営の姿

- ・主たる従事者一人あたりの年間所得水準: おおむね 450 万円

なお、目標とする農業経営の類型は次のとおりである。

[認定農業者：家族経営]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1. 主穀作 (水稲+大麦)	<作付面積等> 水稲 = 12.0ha 大麦 = 10.0ha <経営面積> 22.0ha	<主な資本装備> ・トラクター(33ps) 1台 ・田植機(8条) 1台 ・コンバイン(5条) 1台 ・乾燥機(4t) 2台 ・農舎 200㎡ 1棟 ・育苗ハウス 50坪 2棟	・簿記記帳の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保 ・労災保険への加入
2. 施設野菜 (キュウリ) + 水稲	<作付面積等> 半促成キュウリ = 0.3ha 抑制キュウリ = 0.3ha つけな類 = 0.3ha 水稲 = 3.0ha (乾燥調製は委託) <経営面積> 3.9ha	<主な資本装備> ・鉄骨ハウス 500㎡ 4棟 ・パイプハウス 500㎡ 3棟 ・ハウスカバー 2基 ・灌水施設 1式 ・トラクター(25ps) 1台 ・トラック (2t) 1台	・簿記記帳の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保
3. 露地野菜 (ダイコン) + 水稲	<作付面積等> ダイコン = 5.0ha 水稲 = 1.5ha <経営面積> 6.5ha	<主な資本装備> ・トラクター (25ps) 1台 ・田植機 (4条) 1台 ・サブソイラー(1爪) 1台 ・水洗機 (30kg) 1台 ・トラック (2t) 1台 ・リフト 1台	・簿記記帳の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保

4.球根 (チューリップ) + 水稻	<作付面積等> チューリップ=2.5ha 水稻 =3.0ha <経営面積> 5.5ha	<主な資本装備> ・トラクター(33ps) 1台 ・摘花機 1/3台 ・除根機 1/3台 ・植え込み機 1台 ・防除機 1/3台 ・パワーファン 2台	・簿記記帳の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保
5.果樹 (りんご)	<作付面積等> りんご =1.1ha <経営面積> 1.1ha	<主な資本装備> ・冷蔵庫 1基 ・作業台車 3台 ・選果機 1台 ・トラック (2t) 1台 ・トラクター(20ps) 1台 ・防風施設 1基	・簿記記帳の実施 ・顧客管理台帳の作成 ・青色申告の実施	・休日制の導入
6.果樹 (日本なし)	<作付面積等> 日本なし =0.8ha <経営面積> 0.8ha	<主な資本装備> ・棚施設 0.8ha ・防鳥施設 0.8ha ・スปีトスプレー 1台 ・選果機 1台 ・トラック (2t) 1台 ・トラクター(20ps) 1台	・簿記記帳の実施 ・顧客管理台帳の作成 ・青色申告の実施	・休日制の導入
7.果樹 (ぶどう)	<作付面積等> ぶどう =0.8ha <経営面積> 0.8ha	<主な資本装備> ・棚施設 0.8ha ・防鳥施設 0.8ha ・スปีトスプレー 1台 ・冷蔵庫 1基 ・農舎 (150 m ²) 1棟	・簿記記帳の実施 ・顧客管理台帳の作成 ・青色申告の実施	・休日制の導入
8.酪農	<飼養頭数等> 経産牛 =50頭 育成牛 =5頭 <飼料作付面積> 飼料作物 18.0ha	<主な資本装備> ・牛舎 (590 m ²) 2棟 ・堆肥舎 1棟 ・サイロ 1基 ・飼料作用機械 1式	・簿記記帳の実施 ・青色申告の実施	・酪農ヘルパーによる休日制の導入

[集落営農組織 (特定農業団体)]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
9.集落営農 主穀作 水稻+大麦+大豆 ・主たる従事者 1名 (外構成員9人)	<作付面積等> 水稻 =15.0ha 大麦 =5.0ha 大豆 =5.0ha <経営面積> 20.0ha	<主な資本装備> ・農作業舎(180m ²) 1棟 ・育苗ハウス(60坪) 3棟 ・トラクタ(33ps) 1台 ・コンバイン(5条) 1台 ・田植機(8条) 1台 ・育苗播種機(300枚/hr) 1台 ・育苗器(600枚) 2台 ・大豆コンバイン(2条) 1/2台 他	・簿記記帳の実施	・休日制の導入

[法人経営]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
10. 集落営農法人 主穀作 水稲+大麦+大豆 <労働力> 常時従事者 2人 (外構成員 18人)	<作付面積等> 水稲 =30.0ha 大麦 =10.0ha 大豆 =10.0ha <経営面積> 40.0ha	<資本装備> ・農作業舎(250㎡) 1棟 ・育苗ハウス (50坪灌水装置付き)5棟 ・トラクタ 46ps×2台 ・コンバイン(5条) 2台 ・田植機(8条) 1台 ・育苗播種機 (400枚/hr) 1台 ・育苗器(600枚) 3台 ・大豆コンバイン (2条) 1台 ・多目的田植機 (8条) 1台 他	・経営理念に基づく農業経営改善計画の作成と、複式簿記による計数管理の実施 ・高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と経営管理の実施 ・雇用労働の確保と労務管理の実施 ・地域からの信頼に基づく農地の連担化・集団化と経営規模の拡大	・給料制、休日制の導入 ・社会保険への加入による従事者の福利厚生の充実 ・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 ・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 ・作業環境の改善による作業の快適化及び安全性の向上

(2)農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農用地は、団地性にも優れており優良農地が多くある。深耕、有機質肥料の施肥等を行うことによりほ場の汎用化が図られることで、さらに優れた農用地の広がり確保できる。

土地利用型農業を円滑に進めるにあたっては、認定農業者及び集落営農組織等を育成するとともに効率的な生産体系を確立し、地域全体で生産性の高い効率的な営農体制の実現を図る。

(ア)機械、施設の共同利用の推進

農業経営における農業機械等の比率が上昇し、農業生産費の農業機械等にかかる経費割合が大半を占めるようになっており、兼業農家率が高い本市の農業にあつては、その傾向は一段と強い。

集落営農組織等の育成や体質強化を通じた機械、施設の適正な配備と共同利用を推進し、農家の過剰投資の防止とその効率的な運用を図ることにより農業コストの低減に努める。

(イ)農作業受委託の推進

本市農業は、市内の域内全般において農作業の部分作業の受委託が増加している。今後、農作業の受委託が一層推進されるよう、認定農業者及び集落営農組織等を中心としたオペレーターの育成や農協等を核とした受託体制の整備を図り、農業経営の合理化を促進する。

(ウ)営農体制の強化

本市の営農組織は、水稲を中心とした集落単位の組織化がなされており、市内には 29 組織が設立されている。

(うち協業型6組織、共同利用型 23 組織)

今後は、既存組織の協業化や法人化を図るなど組織の体質強化を促進する。また、認定農業者を含めた集落営農体制を推進することにより、作付体系の確立と土地の高度利用化を促進する。

2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1)基本方針

農地の資産的保有傾向が強く、第二種兼業農家の稲作への依存等により経営規模の拡大が進まず生産性の向上は相対的に立ち遅れている。

土地利用型農業の振興方策として、農業経営基盤強化促進事業及び農地保有合理化事業等の積極的な活用による集落営農組織や認定農業者等への農地の流動化を促進し、経営規模や作業規模の拡大を推進する。

※「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める目標

農用地の利用集積	認定農業者や集落営農組織の効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占めるシェアの目標	60%
認定農業者の確保・育成	経営体質の強い経営を目指し自主的な取り組みを進める経営体を認定農業者として育成する数の目標	80経営体
集落営農組織の育成	一定要件を満たす集落営農組織として育成する数の目標	10団体

(2)重点的推進方策

(ア)農地移動適正化あっせん事業

地域における営農目標の実現、認定農業者等の経営規模拡大、農地の集団化を推進し、農用地の高度利用を図るため農用地等の売買、賃借、交換のあっせん調整を円滑に進める。推進にあたっては、各農家の営農志向、経営方針を実態調査等で分析し、各地区の農業委員、農協、市等が中心となって地区懇談会の開催、パンフレット等の配布を行う。

(イ)農地利用集積特別対策事業

経営規模拡大と農用地の有効利用を図るため、農地流動化推進員の掘り起こし活動により利用権の設定を促進し農用地の流動化を推進する。

(ウ)農地保有合理化事業

市及び農業委員会が窓口となって、県農林水産公社及び農協が行う農地保有合理化事業による農業経営の規模拡大や集団化を図るものであり、所有権移転、賃貸借により農地の集積を推進する。

(エ)農地等取得資金貸付制度

農地移動適正化あっせん事業、農地保有合理化事業において農地の集積を円滑に進めるための融資制度での優遇措置により認定農業者等の安定を図る。

(オ)農業者年金基金事業

農業経営の近代化を図るため経営者の若返りを円滑に促進し農業後継者に活力を与える。また、後継者のいない経営移譲者は、意欲的な認定農業者等へ農地を集積することにより農地の有効利用を図る。

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

魚津市森林整備計画との整合性を図りながら、林業経営の近代化、合理化等に努めるとともに、林業後継者の育成対策を一体的に推進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、水稻を基本としながらも、野菜、果樹、畜産等の生産が比較的に関大きな割合を占めており、転作田を活用した大豆、大麦、根菜類、球根、軟弱野菜、飼料作物、果樹などが広く栽培され、多様な水田利用や効率的な土地利用に努めている。しかし、農家数の減少、農業従事者の高齢化、後継者の不足といった解決しなければならない課題も多くあり、本市の実情に応じた農業振興の方向性を定め、生産物の高品質化、生産コストの低減、経営規模の拡大、経営の安定化等を図り、産地としての地位を強化、確立していく必要がある。

このため、農地の集積や集落営農体制を整備することにより農用地の効率的利用を推進するとともに、担い手を中心とした生産から流通までの一貫した高度な生産体制の構築を図るために必要な、栽培管理施設、集出荷貯蔵施設、処理加工施設等の整備を促進する。また、主穀作経営体の園芸複合化の動きが加速しており、ネギやパレイショ等の生産は増加しつつあり、既存産地の拡大に努める。

畜産については、省力機械施設や衛生的な生産施設の整備を推進するとともに、飼料作物の作付けや堆きゅう肥の生産、使用等に対する施設整備や耕畜連携体制の確立に努める。

施設整備に当たっては、近年の地球温暖化問題も考慮した整備が求められており、省エネルギー効果の高い設備・機械の導入や石油代替エネルギーの利用促進等による温室効果ガスの排出抑制に配慮した施設整備を推進する。

また、農家と各種生産組織の連携を図りながら、関係機関と協力して総合的な指導体制を強化する。

- 下中島地区 主要作物：水稻、球根、大麦、軟弱野菜
A 住吉及び三ヶ集落において農事組合法人の設立と合わせた農業生産施設の整備を行ったところであるが、他の集落においても集落営農組合の法人化を促進し、設立時における農業生産施設の整備を図る。
- 上中島地区 主要作物：水稻、重量野菜、軟弱野菜、酪農
B 集落営農組合の法人化を促進し、設立時における農業生産施設の整備を推進する。また、大根や白菜の産地として確立されているが、規模拡大に向けた栽培等の機械導入を推進する。
- 松倉地区 主要作物：水稻、軟弱野菜、養豚
C 集落営農組合の法人化を促進し、設立時における農業生産施設の整備を推進する。また、農産物の直売組織が設立、活動しており、処理加工施設等の整備に努める。
- 上野方地区 主要作物：水稻、大豆、大麦、果樹
D 古くから集落営農組織による生産体制が整い、近代化施設が整備されているが、既存施設等の老朽化がみられるため、更新に対する支援に努める。また、りんごや桃、新川だいこんなど新たな産地形成が進んでおり、規模拡大に向けた栽培等の機械導入を推進する。
- 下野方地区 主要作物：水稻、果樹、酪農、養鶏
E 集落営農組合の法人化を促進し、設立時における農業生産施設の整備を推進する。また、市の特産品である「梨」の産地であり、高品質果実の安定生産と産地体制の維持、整備を推進するための施設等の整備を推進する。
- 片貝地区 主要作物：水稻
F 集落営農組合の法人化を促進し、設立時における農業生産施設の整備を推進する。また、山間地域の特性を活かした林産物等の生産を振興するため、組織の育成や共同機械、施設の導入を推進する。
- 加積地区 主要作物：水稻、果樹
G 集落営農組合の設立に向けた体制づくりを推進するとともに、経営の規模、形態、農業生産施設の整備等について検討する。また、「加積りんご」が商標登録される等りんごの産地として既に確立されている地区であり、引き続き高品質果実の安定生産と産地体制の維持を図るための施設等の整備に努める。

天神地区 H 主要作物：水稲、大豆、イモ類野菜
 集落営農組合の法人化を促進し、設立時における農業生産施設の整備を推進する。

西布施地区 I 主要作物：水稲、球根、果樹、酪農
 蛇田集落において農事組合法人の設立と合わせて農業生産施設の整備を行ったところであるが、他の地域においても集落営農組合の法人化を促進し、設立時における農業生産施設の整備を推進する。また、市の特産品である「りんご」「ブドウ」の果樹や「カノコユリ」等の球根類の産地であり、これら作物の安定生産と産地体制の維持、整備を推進するための施設等の整備を推進する。

道下地区 J 主要作物：水稲、軟弱野菜
 集落営農組合の法人化を促進し、設立時における農業生産施設の整備を推進する。

経田地区 K 主要作物：水稲、軟弱野菜
 集落営農組合の法人化を促進し、設立時における農業生産施設の整備を推進する。

2. 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
該当なし			Ha	戸			

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

魚津市森林整備計画との整合性を図りながら、農林管制施設の一体的な整備を推進する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業委員会や地域担い手育成総合支援協議会等と連携し、新規就農者及び就農希望者等のための各種研修や就農相談の実施や農業者のニーズに即応した営農支援情報を提供する。

2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3. 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業教育の推進

学校教育に対する農業体験学習の支援などによる、食と農業の大切さについての理解を促す教育や農業関係学科の高校生に対する実践的研修を支援する。

(2) 就農や経営向上のために必要な各種情報提供体制

県青年農業者等育成センター等を通じた就農希望者に対する就農相談や技術経営研修等の充実を図るとともに、営農関係情報の迅速かつ適切な提供に努める。

(3) 就農準備等に必要な資金手当及び農地の円滑な取得

初期投資に対する融資支援や施設等の整備に対する助成制度の積極的な活用を促進するとともに、農業関係団体等と連携し、新規就農者及び就農希望者等への農地の集積を支援する。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

林業従事者に対する技術研修等を実施し、技術、技能の向上を図るとともに、資格取得への意欲を喚起し、指導援助に努める。

林業後継者の養成方策として、森林組合、林業事業体の体制を強化し、労働環境の改善及び雇用の長期化、安定化を図り、林業後継者の育成、確保に努める。特に技術の普及や経営の合理化のための指導・研修等は継続的に実施するとともに、新川地区林業研究グループや近隣市町村の林業後継者グループと交流を通じた生産・経営の技術取得を推進する。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農作業の機械化の進展や生産基盤の整備等が推進されたこと等により他産業への就業が比較的容易に行われるようになったことなどから、本市の兼業農家率は平成2年には95.8%と高い状況にあったが、平成7年には94.9%、平成12年には92.7%、平成17年には89.4%、平成22年には86.6%と減少している。また、農作物価格の低迷や生産コストの上昇等による農業所得の伸び悩みや他産業との所得格差の広がり等から就業者の農業離れが進み、農家数は大きく減少している。

このような中、将来にわたり持続できる農業構造を確立するため、認定農業者や集落営農組織等の担い手が継続して本市農業の相当部分を担えるよう、経営の法人化や複合化など経営体質の強化やその経営を支える人材の確保に努める。

また、本市では、農村地域における安定的な就業機会を確保するため、昭和58年度に天神地区、平成元年度には中島地区において農村地域工業等導入促進法に基づく工場導入計画を策定し、計画的な企業誘致を図っている。

2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市では、農村地域における安定的な就業機会を確保するため、天神及び中島地区において農村地域工業等導入促進法に基づく工場導入計画を策定し、企業の計画的な誘致に努めている。

導入計画をほぼ達成している状況にはあるが、農村地域の雇用機会の確保と定住化を促進するため、今後も優良企業の誘致を積極的に行っていく。

3. 農業従事者就業促進施設

該当なし

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

魚津市森林整備計画との整合性を図りながら、林業従事者の経営の安定に努め、後継者の育成を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1. 生活環境施設の整備の目標

農業就業者の高齢化の進行と担い手不足などの問題を抱える中、地域における農業構造の改善を促進する観点から活力のある住みよい農村地域社会を形成することが求められる。このため、各集落の意向を踏まえながら、農村生活環境の整備をさらに推進することとし、周辺の農用地との調和を図りつつ、地区の状況に応じて道路等の生活基盤や排水施設の整備をはじめ、長期的な視点に立って緑豊かでゆとりある住環境の創出に努める。

2. 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲		対図番号	備考
		関係集落名	受益戸数 (受益人口)		
該当なし					

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

中山間地域を含む山村地域においては、これまで林業関連事業により木材加工施設や多目的交流施設、山村広場等の設置に努めてきたが、過疎化や高齢化が進行しており、農地の耕作放棄や森林の放棄が増加している。このため、生活環境の整備による定住の促進等を推進するとともに、山村地域の特性に応じた生産基盤の整備など総合的、計画的、広域的に図る必要がある。

4. その他の施設の整備に係る事業との関連

本市は、平成22年度に「第4次魚津市総合計画」を策定し、将来都市像「心躍る うるおいの舞台 魚津 笑顔で絆つなぐまち」の実現を目指し、「にぎわい、活力あるまち」「安全で快適な暮らしやすいまち」「健やかで笑顔あふれるまち」「人と文化を育むまち」「豊かな自然と共生したまち」を基本目標とし、総合的かつ計画的に必要な施策や事業を展開している。

生活環境施設の整備の実施にあたっては、魚津市総合計画との整合性を図りながら、今後とも積極的に各種事業の促進に努める。

第9 付図

別添

1. 土地利用計画図 (付図1号)
2. 農業生産基盤整備開発計画図 (付図1号)
3. 農用地等保全整備計画図 (付図1号)